

茨城県取手市における 消費者安全確保地域協議会設置について

茨城県取手市高齢福祉課
係長 寺崎 邦秀

1. 消費者安全確保地域協議会設立の経緯

きっかけは、成年後見制度利用促進法です



促進法第14条により求められる対応

成年後見制度利用促進審議会条例の制定



- (1) 中核機関(家庭裁判所等との連絡調整)の設置
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画の策定



主なメリット

司法・福祉関係者による権利擁護支援ネットワークの充実
見守り支援のさらなる充実が期待される

本市における権利擁護支援の特徴

H28年度開始

司法・福祉関係者における
ネットワークの構築

関係機関等からの相談



地域ケア個別会議
(後見人の受任調整)
※後見人候補者が同席し、事前に受任可能かどうかあわせて検討する

受任審査会
(社協が後見候補者の場合)

申立書欄に候補者氏名を明記

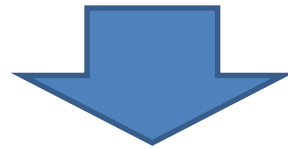
家裁に市長申立

顔の見える関係作りを構築し、事前に個別具体的に受任調整を行うため裁判所の決定もかなり早い

県内初「取手市成年後見制度利用促進審議会条例」制定

主な背景等

- 中核機関の設置にあたり、法的及び財源の根拠の必要性
⇒特に財政部局に対しての予算要求を行う根拠となる
- 基本計画を策定していく中で、中核機関のあり方や協議会等のあり方を検討していくことの必要性
⇒関係機関や市民等に対する説明責任



主となるのは高齢福祉課ですが、障害福祉課と協力して対応しています

【県内初】平成30年12月議会において、条例制定
※平成31年4月施行

「取手市成年後見制度利用促進審議会」委員

No	団体	職種
1	司法関係	弁護士、司法書士、行政書士
2	医療・福祉関係	医療機関相談員、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護老人福祉施設、精神保健福祉士・社会福祉士
3	市民団体	NPO法人とりで市民後見の会
4	行政関係	成年後見サポートセンター、消費生活センター
合計		15名

効果的な取組を進めるうえでの本市の特徴

主な特徴

○ 成年後見制度利用促進審議会のメンバーに消費生活センター長を入れている

元々、個別ケース会議等を通じて関わりがあり、消費生活センターと連携出来ていた



高齢者との関わりも多いことから、消費生活センター長を審議会メンバーに加えた



厚労省

令和元年6月に厚労省社会援護局から「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」の通知



審議会開催前に、事務局内で手引きを勘案し、兼ねることを検討しました

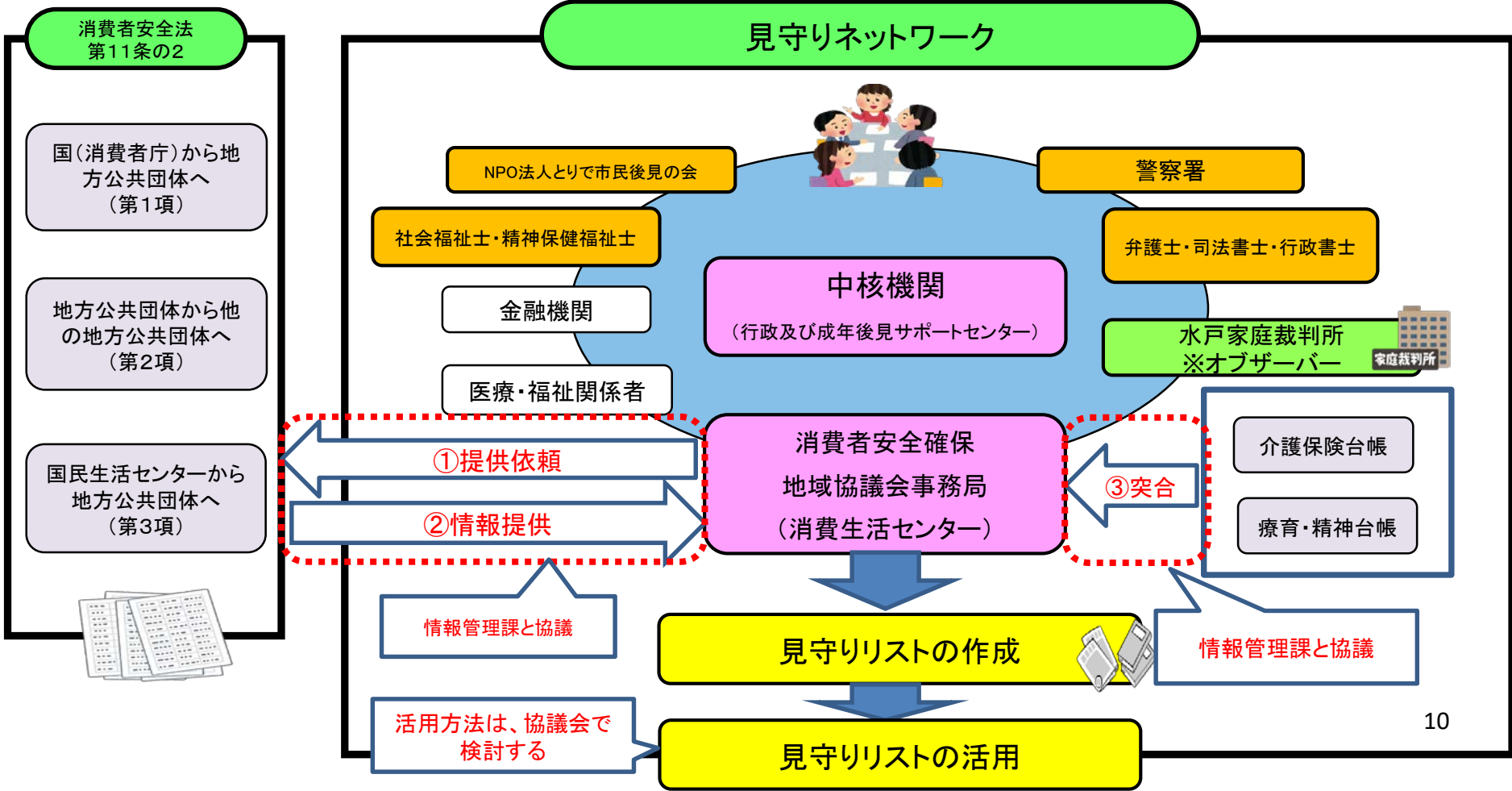
成年後見制度利用促進審議会において、令和2年度から成年後見制度利用促進にかかる協議会と消費者安全確保地域協議会を兼ねて組織化していくこととした

2. 消費者安全確保地域協議会に期待する役割

消費者安全確保地域協議会(成年後見制度協議会)構成メンバー

N o	団体	職種	期待する役割
1	司法関係	弁護士、司法書士、行政書士	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者被害に対する法的アドバイス ○ 後見人としての主に財産管理
2	医療・福祉関係	医療機関相談員、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護老人福祉施設、グループホーム、住宅型有料老人ホーム、障害相談支援事業所、精神保健福祉士、社会福祉士、成年後見サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人、家族、地域住民等からの情報提供があった場合の最初の相談窓口となり、関係機関と連携した支援
3	市民団体	NPO法人とりで市民後見の会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じた見守り支援 ○ 後見人としての主に身上監護
4	その他	地元警察署、地元金融機関(1銀行)、水戸家裁(※オブザーバー参加)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署には、医療・福祉関係者からの情報提供に応じた支援 ○ 金融機関には、消費者被害等の情報提供
	事務局	市(高齢福祉課・障害福祉課・消費生活センター)	各種情報の取りまとめ役

消費者安全確保地域協議会における今後のイメージ【令和3年度以降】



消費者庁等からの情報提供に向けた今後のスケジュール

会議名称	2020年度	2021年度～
成年後見制度利用促進審議会	<div data-bbox="904 186 1112 295" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第1回 (R2. 10月)</div> <div data-bbox="1464 186 1644 295" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 200px;">第2回 (時期未定)</div>	
成年後見制度利用促進連携協議会 及び消費者安全確保地域協議会	<div data-bbox="983 315 1431 899" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">左記の協議会で議論</p> <p>11月 1月 3月</p> <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な論点について議論 ・ 論点について更なる検討 ・ 基本的な考え方整理・とりまとめ </div> <div data-bbox="1477 306 1561 915" style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block; vertical-align: middle;">↑↑</div>	<div data-bbox="1709 399 1889 874" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">運用開始</div>
情報管理課 (個人情報取扱い所管課)	<div data-bbox="1025 926 1238 1065" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">個人情報提供方法等打合せ</div> <div data-bbox="1329 926 1557 1065" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">個人情報審議会(必要に応じて)</div>	11

3. 消費者被害から成年後見制度に繋いだ例

競馬商法による被害から成年後見制度につないだ実例

